

## 答 申

### 第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し平成14年11月11日付け14千教指第453号の2で通知した「1 市立中学校（56校）について（1）平成13年度3学期期末試験の2年生社会科の問題及び解答（2）平成14年度1学期中間・期末試験の3年生社会科の問題及び解答 2 市立小学校（小中台、新宿、打瀬、緑町、朝日ヶ丘）について（1）平成14年度1～2学期に行われた6年生社会科のテスト問題及び解答」（以下「本件公文書」という。）を不開示とした決定（以下「原処分」という。）は、これを変更し、現に存在するものは開示し、不存在のものは不開示とすべきである。

なお、市立小学校のテスト（ワーク教材）問題及び解答を開示する場合には、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第52号。以下「条例」という。）第15条第3項の規定を類推適用し、変更する決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くとともに、教材作成会社2社に対し、変更する決定を行った旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知するのが相当である。

### 第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

#### 1 開示請求

異議申立人は、平成14年10月7日、条例第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件公文書の開示請求を行った。

#### 2 不開示決定

実施機関は、開示請求に対し、本件公文書について、条例第7条第6号（事務事業執行情報）に該当する情報が記録されているとして不開示決定を行い、平成14年11月11日付け14千教指第453号の2により異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、不開示決定を不服として、平成14年11月20日付けで、

実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立てを行った。

#### 4 諮問

実施機関は、平成14年12月18日付け14千教指第545号で、条例第19条の規定に基づき、千葉県情報公開審査会に諮問した。

### 第3 異議申立人の主張要旨

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件公文書の不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

試験・テスト問題を公開することにより出題内容等が容易に予想され、生徒の学習状況の正確な把握が妨げられ、成績評価及びその後の指導等児童生徒の発達段階に応じた教育目標の達成のために講ずべき方策の適正な執行に支障が生じるとする不開示理由は、出題にあたり創意工夫をしない学校の怠慢を正当化しようとする発想から導かれるものである。また、そもそも出題頻度の高い箇所は重要であるから事前に勉強することは望ましいことであり、試験に向けた偏った勉強と危惧することが問題ではないか。

公教育で何が行われているか、定期試験の問題・解答は一般市民が知り得るひとつの重要な資料であり、開示して教育の透明性を図ることに主眼を置くべきではないか。暴力・脅迫行為等に及ぶ輩には司法・警察の対応で処理すれば済むことである。

教材作成会社のテスト（ワーク教材）については、学校側に渡され、教師、生徒の目に触れている時点で既に公になったものとする。同業他社への提供することも想定できることであり、ことさら、学校が教材会社の権利利益に配慮することにこだわる理由は理解できないものである。

### 第4 実施機関の説明要旨

異議申立てに対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

#### 1 条例第7条第6号該当性について

各学校では、学習指導要領に基づき、年間指導計画の性質を有する「教育

課程」に沿って、教科書を主たる教材として学習が展開されるため、同一時期の学習内容及びそれに伴う試験・テストの内容は、例年、ほぼ同様のものとならざるを得ない。このような状況の中、全市的に試験・テスト問題を開示した場合、出題内容等が容易に予想されてしまい、児童・生徒は出題傾向に即した勉強をし、専らそのための勉強をしたものが良い成績を獲得するなど、生徒の正確な学習成績評価の把握等が妨げられる結果につながる。

また、試験・テスト問題を開示することにより、試験問題に関する批判すべてが作成者に向けられることになりかねず、問題作成作業の物理的・心理的負担を増大させ、円滑な事務の執行に著しい影響を生じさせる可能性がある。

以上のことから、請求のあった公文書を不開示としたものである。

## 2 条例第7条第3号該当性について

小学校におけるテスト（ワーク教材）については、教材作成会社が教科書に準拠して作成したものを各学校が選定・購入し使用している。これらのテストは会社が保有する知見・ノウハウ等を基に作成されていることから、開示した場合、学校への販売によって利益をあげている会社の権利、競争上の地位、その他の正当な利益を害するおそれが生ずると考えられる。

また、教材作成会社に、著作権が帰属しており、教材の巻末等には「複製・転写を行うことは著作権法上違反となり罰せられる」と記載されており、該当2社共に、本件に関する参考意見として「第三者の悪用、著作権侵害の助長」等を危惧しているものである。

以上のことから、請求のあった公文書を不開示としたものである。

## 第5 審査会の判断

審査会は、本件公文書並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

### 1 本件公文書について

本件公文書は、次に掲げる文書である。

#### (1) 市立中学校（56校）において

ア 平成13年度3学期に実施された定期試験のうち、期末試験の2年生社会科科目に限定した問題及び解答

イ 平成14年度1学期に実施された定期試験のうち、中間・期末試験の3年生社会科科目に限定した問題及び解答

#### (2) 市立小学校のうち、小中台、新宿、打瀬、緑町、朝日ヶ丘の各小学校において

平成14年度1～2学期に実施された定期試験のうち、6年生社会科

## 科目に限定したテスト問題及び解答

市立中学校における定期試験は、年間の行事予定に位置づけられ実施しており、各学校ごとに当該科目担当教員を中心に試験問題を作成し、印刷も各学校内にて行われている。また、通常は問題用紙と解答用紙は別々に構成されているものである。このうち試験問題は、実施後、そのまま生徒が自宅に持ち帰り、教員は解答用紙のみを回収し、採点后、生徒に返却される。模範解答は、教員が作成し印刷したものを生徒に配付して答え合わせを行う場合や、口頭で授業時間中に答え合わせを行う場合等、各学校、教員によって取扱いが異なっている。このようなことから、試験問題及び模範解答は、各学校において必ずしも組織的な公文書として保管されていないこともある。

これに対し、市立小学校においては、教材作成会社が作成・販売しているテスト（ワーク教材）を各小学校ごとに選定し、教材販売会社を通じて購入し、試験を行っているものである。このテストは学校を対象として販売されており、一般の書店で購入できる問題集とは異なるものである。また、定期試験・テストの期間を特に定めず、単元の終了後等において、学級ごとに、学級担任によって随時実施されている。テストは問題と解答欄が一体となっており、その場で答え合わせを行ったり、回収後、教員が採点する等して、児童に返却されているものである。

### 2 原処分の理由付記について

実施機関は、本件公文書を条例第7条第6号該当を理由に不開示としているものである。

しかしながら、実施機関に本件公文書の存否の状況の確認を求めたところ、次のとおり本件公文書の全てを保有していない学校があることが判明した。

市立中学校（56校）における社会科科目定期試験のうち

- (1) 平成13年2年生3学期期末試験において、問題が不存在（5校）、解答が不存在（15校）
- (2) 平成14年3年生1学期中間試験において、問題が不存在（53校）、解答が不存在（54校）
- (3) 平成14年3年生1学期期末試験において、解答が不存在（9校）

したがって、現に存在していない試験問題及び解答については、公文書の不存在を理由に不開示とすべきである。

### 3 条例第7条第6号（事務事業執行情報）該当性について

- (1) 本号の趣旨及び解釈について

本号は、「本市又は国等が行う監査、検査、取締り、契約、試験、争訟、交渉、渉外、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的が損なわれるおそれがあるもの、関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの」に該当する情報は、不開示とすることを定めたものである。

条例第7条各号の不開示情報に該当するか否かの判断に当たっては、条文を厳格に解する必要があるとあり、特に本号は、主として本市の事務事業執行上の利益の保護を図って制定されたと考えられるため、これを解釈するに当たっては、そこで保護されるべき利益が実質的に保護に値する正当なものであるか否か、その利益侵害のおそれが具体的に存在するといえるのか等を、客観的に検討する必要がある。

## (2) 本件公文書の本号該当性について

実施機関は、試験問題を公にすることにより、問題の傾向が容易に推測されてしまい、一過性の試験対策の助長に繋がるため、児童・生徒の学習状況の正確な把握が妨げられるものとし、又、試験問題を公にすることにより、試験問題に関する批判等全てが作成者に向けられることになりかねず、作成作業の物理的、心理的負担を増大させ、円滑な試験問題作成事務の遂行に著しく影響を生じさせるものと主張している。

第一に、仮に試験問題を公開した場合、生徒が過去の問題をもとに出題の予想や対策を行う可能性は十分考えられるものであるが、実際に支障が顕在化するのは過去と同様の問題が出題される等特殊な状況に限定されるものであり、必ずしも試験対策が行われることによって直ちに学習状況の正確な把握が妨げられると断定し得るまでの具体的な根拠は認められない。

そもそも定期試験の試験問題は、競争試験である入学試験の試験問題とは異なり、生徒の学習習熟度を測定するため作成されるものである。そうしてみると、定期試験の出題の傾向が推測されることを入学試験のそれと同様に問題視する必要はないといえる。そして、出題の傾向が推測される懸念は創意工夫をこらした試験問題の作成によりある程度払拭できるのであり、このような試験問題の作成は教員の職務の一環と言わざるを得ない。

第二に、定期試験の試験問題は入学試験とは異なり教科担任であるひとりの教員により作成されるのが通例であり、本件公文書が開示されることにより当該教科担任の負担が増大することは否定できない訳ではない。

しかしながら、本件公文書は、教員が生徒に指導を行う上で生徒の学習効果を測定するために当然に職務の一環として作成されるべきものである。そうしたことから、本件公文書の開示に伴い増大する物理的・心理的な負担については、教員の試験問題作成事務に係る職務の一環として耐えることは、やむを得ないものである。

したがって、実施機関の主張は採用できない。

#### 4 条例第7条第1号（法令秘情報）該当性について

##### （1）理由の追加

本審査会の本件審査に際し、実施機関から平成15年4月10日付け14千教指第545号の3により開示請求に係る決定等の理由を記した書面（以下「理由説明書」という。）が提出された。これには、本件公文書のうち、市立小学校のテスト問題及び解答については、条例第7条第3号（法人等情報）にも該当する旨の説明が加えられ、決定理由の追加を行った。

実施機関が理由説明書において決定理由を追加したことに関して、異議申立人は理由の追加自体について異議を唱えていない。そこで、本審査会はこの決定理由について判断することとする。

##### （2）著作権の侵害について

実施機関は、市立小学校のテスト（ワーク教材）の著作権が教材作成会社に帰属していることを理由に、公にすることにより、各小学校への販売によって利益をあげている教材作成会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じると主張している。また、教材作成会社2社からも、著作権侵害の助長のおそれを理由に開示すべきではないとの参考意見が実施機関に出されている。

上記実施機関の理由説明及び教材作成会社の参考意見は、その内実を踏まえると、著作権法（昭和45年法律第48号）を理由とした条例第7条第1号（法令秘情報）該当性を主張しているものと解される。

著作権を有する者から取得した公文書を実施機関が条例に基づき開示することは、著作権法上、複製権（第21条）及び公表権（第18条）を侵害する可能性がある。

まず、複製権については、条例に基づく開示自体は著作権法第42条の2の規定に基づく正当行為である。したがって、不開示とする理由とはならない。

次に、公表権については、この権利は著作物でまだ公表されていないものに対して認められており、当該著作物を条例に基づき開示することに著作権者は同意したものとみなされるのが原則であるところ、上記のとおり教材作成会社2社から開示に反対の意思表示がなされていることから、公表権は不開示の理由となり得る（第18条第3項第3号）。そこで、市立小学校のテスト（ワーク教材）がまだ公表されていない著作物であるかについて検討する。

著作権法上「公表」とは「その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の複製物が頒布されること」であり（第2条第1項第19号、

第3条及び第4条)、「公衆」とは「特定かつ多数の者を含む」とされている(第2条第5項)。

本件公文書(市立小学校のテスト問題及び解答に限る。)は、小学校のテスト(ワーク教材)として、複数の小学校に対して販売している。この事実は、公衆に対する頒布と見ることができる。よって、本件公文書(市立小学校のテスト問題及び解答に限る。)の開示を、公表権侵害を理由として拒否することはできない。

したがって、実施機関の主張は採用できない。

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

<参考>

## 答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成14年12月19日	諮問書の受理
平成14年12月20日	審議（第54回審査会）
平成15年 4月11日	実施機関から理由説明書を受理
平成15年 5月20日	異議申立人から意見書を受理
平成15年 7月10日	審議（第60回審査会）
平成15年 8月25日	実施機関から決定理由等の説明を聴取（第61回審査会）
平成15年 9月25日	異議申立人から意見を聴取（第62回審査会）
平成15年10月22日	審議（第63回審査会）
平成15年11月17日	審議（第64回審査会）
平成16年 1月30日	審議（第66回審査会）
平成16年 3月26日	審議（第67回審査会）
平成16年 4月20日	審議（第68回審査会）
平成16年 5月24日	審議（第69回審査会）
平成16年 6月28日	審議（第70回審査会）
平成16年 7月30日	審議（第71回審査会）
平成16年 9月 1日	審議（第72回審査会）